

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	水質汚濁防止法	法令番号	昭和45年法律第138号	
手続名	事故時の応急措置命令	根拠条項	第14条の2第4項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が応急措置を講じていないと認めるとき。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者に対し、規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずる。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所